

高知市告示第3号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、平成29年1月1日から適用する額を次のとおりとしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 条例第7条第1項第1号アに規定する対象労働者 761円

2 条例第7条第1項第1号イに規定する対象労働者 次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	1,860円	普通船員	2,020円
普通作業員	1,580円	潜水士	3,810円
軽作業員	1,330円	潜水連絡員	1,860円
造園工	1,730円	潜水送気員	1,970円
法面工	2,390円	山林砂防工	1,990円
とび工	2,080円	軌道工	2,960円
石工	2,220円	型わく工	1,960円
ブロック工	2,530円	大工	2,060円
電工	1,770円	左官	2,050円
鉄筋工	1,870円	配管工	1,710円
鉄骨工	1,970円	はつり工	1,970円
塗装工	1,930円	防水工	2,030円
溶接工	2,250円	板金工	2,050円
運転手（特殊）	1,910円	タイル工	1,740円
運転手（一般）	1,690円	サッシ工	2,030円
潜かん工	2,900円	屋根ふき工	1,580円
潜かん世話役	3,430円	内装工	2,170円
さく岩工	2,180円	ガラス工	1,900円
トンネル特殊工	2,650円	建具工	1,780円
トンネル作業員	2,230円	ダクト工	1,630円
トンネル世話役	2,920円	保温工	2,030円
橋りょう特殊工	2,480円	建築ブロック工	1,580円
橋りょう塗装工	2,570円	設備機械工	1,880円
橋りょう世話役	2,730円	交通誘導警備員A	1,060円
土木一般世話役	2,000円	交通誘導警備員B	900円
高級船員	3,110円		

3 条例第7条第1項第2号に規定する対象労働者 761円